

建設労災共済規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県建築協会（以下「本協会」という。）が会員の相互扶助及び従業員の福祉のため、会員を対象として行う建設労災共済事業（以下「共済事業」という。）について、定款で別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(共済事業の対象)

第2条 共済事業は、会員が施行する建設工事にかかる会員、会員の従業員及び会員の下請労働者の業務災害及び通勤災害による死亡及び身体障害について、会員に対して共済給付を行うものとする。

2 県内に本店を置く会員については、県内及び県外で施行する建設工事を対象とし、県外に本店を置く会員については、県内で施行する建設工事を共済事業の対象とする。

3 共済事業に加入する会員を一部又は全部の構成員とする共同企業体のうち、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱が甲方式のもの（以下「甲方式の共同企業体」という。）については、会員が施行する建設工事として共済事業の対象とする。

4 共済事業に加入する会員を一部の構成員とする甲方式の共同企業体については、構成員のうち本会の会員以外のもの及び本会の会員で共済事業に未加入のものは、共済事業に加入することができるものとし、この規程の会員に関する規定は、甲方式の共同企業体に準用する。

(加入の申込)

第3条 会員が共済事業に加入しようとするときは、施行するすべての建設工事について同一の共済種別に参加することを要するものとし、建設労災共済加入申込書を会長に提出するものとする。

2 会員が新たに共済事業に参加するときには、加入金30万円を納入しなければならない。

3 既納の加入金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(共済関係の存続期間)

第4条 共済関係の存続期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、甲方式の共同企業体については、加入申込みの翌日から工事完成の日までとする。

(共済給付)

第5条 共済給付は、別表第1のとおりとし、甲方式の共同企業体の工事にあつては、

同表の額に当該共同企業体の施工分担割合を乗じて得た額とする。

- 2 別表第1の共済種別は、会員が加入申込みの際及び年度の始めに選定するものとする。
- 3 労災保険で給付を行わない事故、本人の故意又は重大な過失によって生じた事故、第三者の行為によって生じた事故及び納付すべき共済掛金を事故発生までに完納しなかった場合の事故については、共済給付を行わないものとする。ただし、運営委員会で別に定める場合は、この限りでない。
- 4 災害防止対策を怠り事故を多発する会員に対しては、運営委員会の定めるところにより共済給付を制限することができる。
- 5 別表第1に該当するおそれがある事故が発生したときは、会員は、遅滞なく会長に通知し、会長の指示により共済給付の請求手続きを行うものとする。
- 6 一事故により給付対象となる死傷者が二名以上発生した場合には、その中で最も給付金額が多い給付区分を適用して給付金額とし、死傷者ごとの給付金額を加算したものを当該事故に対する給付金の総額とはしないものとする。
- 7 同一会員が同じ共済会計年度内に複数回の給付請求を行う場合には、年度期間中の給付金の総額に制限を設けることとし、その金額は特1種の場合は五千万円、1種は二千五百万円、2種は一千二百五十万円、3種は七百五十万円とする。

(共済掛金)

第6条 共済事業に要する費用にあてるため、共済関係が成立した会員から毎年度共済掛金を徴収する。

- 2 共済掛金は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査申請書の直近2年分（又は3年分）決算の建設工事の種別ごとの平均完成工事高（以下「経審の完成工事高」という。）に別表第2の掛金率を乗じて得た額とし、会長が指定する期日までに納付するものとする。ただし、共済事業に加入する会員以外のものの甲方式の共同企業体の掛金は、その請負金額に当該共同企業体の施工分担割合を乗じて得た額とし、会長が指定する期日までに納付するものとする。
- 3 会員が年度の途中で加入する場合の共済掛金は、加入の月から月割で計算するものとし、加入の前日までに納付するものとする。
- 4 前2項により算出した共済掛金が1千万円以上となる場合は、共済掛金は9,999,900円とし、その場合の共済給付は別表第1ただし書きによるものとする。
- 5 前3項の共済掛金が多額にのぼるときは、運営委員会の定めるところにより、分割して納付することができる。
- 6 事故の発生が少なく共済会計に剰余金が生じたときは、運営委員会の定めるところにより、共済掛金の払戻しを行うものとする。
- 7 共済掛金の納付額に100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。
- 8 会員が年度の途中で脱退する場合には、年間掛金を加入期間で按分して徴収することとし、過払い額については払戻を行い、未納額がある場合には追加徴収を行うものとする。

(運営委員会)

第7条 本協会に、共済事業の運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、共済事業に加入している会員又は会員たる法人の代表者たる理事をもってこれに充てる。
- 3 運営委員会は、この規程に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 1. 共済事業に関し理事会に付議すべき事項
 2. その他共済事業の執行に関する事項
- 4 運営委員会の運営について必要な事項は、運営委員会で別に定める。

(積立金)

第8条 共済事故の多発に備えるため積み立てを行うものとし、その額は、運営委員会で定める。

(共済掛金の増額等)

第9条 異常危険の発生等により共済金の支払いに支障をきたす恐れがあり、運営委員会が特に必要であると認めるときは、臨時に共済掛金の増額及び特別徴収を行うことができる。

(借入金)

第10条 共済事故が多発し、共済給付の支払に支障をきたしたときは、理事会の議決により金融機関から借入することができる。

(再保険)

第11条 運営委員会において必要と認めるときは、共済事業について再保険に付することができるものとする。

(会計)

第12条 共済事業の収支は、特別会計を設けて経理するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年11月18日から施行し、共済給付に関する第5条の規定は、昭和52年1月1日以後に発生した事故から適用する。

附 則

この改正規程は、昭和59年5月9日から施行し、昭和59年6月1日から適用

する。

附 則

この改正規程は、平成4年3月16日から施行し、平成4年6月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成4年9月25日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成5年5月7日から施行し、平成5年6月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成19年12月14日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成21年12月15日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

別表第1

区分	共済種別			
	特1種	1種	2種	3種
死亡及び身体障害1級	2,000万円	1,000万円	500万円	300万円
身体障害2級、3級、及び4級	1,200万円	600万円	300万円	180万円
身体障害5級、6級、及び7級	800万円	400万円	200万円	120万円
身体障害の等級は、労災保険の等級による。				

ただし、共済掛金の額が第6条第4項による場合は、各共済種別の給付金額に、9,999,900円を第6条第2項または第3項により算出した共済掛金の額で除した割合を乗じて得た金額（1万円未満切り捨て）とする。

別表第2

区 分 \ 共済種別	特1種	1 種	2 種	3 種
建築一式工事 舗装工事 機械器具設置工事	0.8	0.4	0.2	0.12
土木一式工事 その他の建設工事	1.6	0.8	0.4	0.24
上表は、直前1年の経営審査対象決算書記載の工事別完工高に対する千分比とする。				